

J A うおづの現況

(令和5年度 魚津市農業協同組合ディスクロージャー誌)

経営理念

・貢献と奉仕 ・創造と実践 ・信頼と共生

魚津市農業協同組合

— 令和5年1月1日 ～ 令和5年12月31日 —

目 次

ごあいさつ

1. 経営方針	5
2. 経営管理体制	5
3. 事業の概況（令和5年度）	6
4. 農業振興活動と地域貢献情報	13
5. リスク管理の状況	17
6. 自己資本の状況	29
7. 主な事業の内容	30

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	33
2. 損益計算書	34
3. キャッシュ・フロー計算書	35
4. 注記表	36
5. 剰余金処分計算書	62
6. 部門別損益計算書	63
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認書	65
8. 会計監査人の監査	66

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	67
2. 利益総括表	68
3. 資金運用収支の内訳	68
4. 受取・支払利息の増減額	68

III 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高	69
② 定期貯金残高	69

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高	69
② 貸出金の金利条件別内訳残高	69
③ 貸出金の担保別内訳残高	70

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	70
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	70
⑥ 貸出金の業種別内訳残高	70
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	71
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく 債権の保全状況	72
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	72
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	73
⑪ 貸出金償却の額	73
(3) 内国為替取扱実績	73
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	73
② 商品有価証券種類別平均残高	73
③ 有価証券残存期間別残高	74
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報等	74
② 金銭の信託の時価情報等	74
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバ ティブ取引	74
2. 共済取扱実績	
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	75
(2) 医療系共済の共済金額保有高	75
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	75
(4) 年金共済の年金保有高	76
(5) 短期共済新契約高	76
3. 経済事業取扱実績	
(1) 買取購買品取扱実績	77
(2) 受託販売品取扱実績	77
4. 指導事業	77

IV 経営諸指標

1. 利益率	78
2. 貯貸率・貯証率	78

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	79
2. 自己資本の充実度に関する事項	81
3. 信用リスクに関する事項	83

4. 信用リスク削減手法に関する事項	86
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	87
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	87
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	87
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	88
9. 金利リスクに関する事項	89

【JAの概要】

1. 機構図	90
2. 役員一覧	91
3. 会計監査人の名称	91
4. 組合員数	91
5. 組合員組織の状況	91
6. 特定信用事業代理業者の状況	92
7. 地区一覧	92
8. 店舗等のご案内	92

法定開示項目掲載ページ一覧	93
---------------	----

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
 本書内表示単位金額未満を切り捨てて表示している箇所があります。計の記載金額について記載項目の合計と一致しない所がありますのでご了承ください。

ごあいさつ

平素より、当組合に対し格別のご支援をいただき厚く御礼申し上げます。

本年も皆様に当組合をご理解いただくため、経営方針、活動状況ならびに令和5年度の業績等を取りまとめたディスクロージャー誌「JAうおづの現況」を作成いたしました。ご覧いただければ幸いに存じます。

自己改革が求められるなか、「JAうおづ」は、「貢献と奉仕」、「創造と実践」、「信頼と共生」の経営理念のもと、事業を進めてまいりました。

結果として、当期剰余金は 8,914 万円余りを計上し、自己資本比率は 15.41%となりましたことは、ひとえに組合員をはじめ各位のご協力、ご支援の賜物であり衷心より感謝いたしております。

さて当JAでは、令和5年10月に念願の新農機具センターが完成し、大型機械にも対応できる施設の営業を開始いたしました。気持ちを新たに組合員、利用者、地域の皆様に必要とされるJAを目指していく所存であります。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年4月

魚津市農業協同組合

代表理事組合長 松崎 映憲

1. 経営方針

[経営理念]

- I. 貢献と奉仕 … 活力ある農業生産と魅力ある農業振興への取り組み
- II. 創造と実践 … 時代の変化に応じた積極的で主体的な取り組み
- III. 信頼と共生 … 組合員や利用者、地域と一体となった活動の取り組み

[経営方針]

- ① 「農業者の所得増大」「地域の活性化」への挑戦
需要に応じた農産物の生産と付加価値の増大、生産コストの低減等に向けた取り組みの他、担い手の育成・確保等を行い農業者の所得増大にむけた継続した取り組み
- ② 「農業者の所得増大」「地域の活性化」に向けた組織・事業・経営の革新
持続可能な経営基盤の確立にむけた各事業における合理化・効率化および内部管理態勢等の更なる高度化への取り組み
- ③ 協同組合理念の浸透と「食・農・協同組合」にかかる理解の醸成
JAの事業や活動への参加を促す取り組みおよび情報発信の取り組み

2. 経営管理体制

◇ 経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 事業の概況（令和5年度）

◇ 全体的な概況

2023年は昨年を引き続き、ロシアのウクライナ侵攻の長期化による資源・穀物価格の高騰およびイスラエルによるパレスチナ自治区ガザ地区の侵攻等世界情勢は混沌とした状況が続いています。日本国内においては、新型コロナウイルス感染症が5月8日に「5類」に移行したことにより、「アフターコロナ」の生活様式が浸透し経済活動は正常化へ向かってきています。ただ、急激な為替変動や地方での深刻な人手不足が経済回復の足かせとなり、その対策が大きな課題となっています。

魚津市の農業につきましては、要であります水稻の作況指数が98の「やや不良」となりました。7月下旬以降から収穫期にかけての高温干ばつによる影響で、籾数、粒重ともやや低く収穫量は少なくなりました。また品質も猛暑の影響により白未熟粒や胴割れの発生が多く、うるち米の一等米比率は、75.4%と昨年を5.3%下回る結果となりました。

また、高温に強い品種「富富富」の推進を図り、作付け面積は110haと増加しました。「富富富」は猛暑の環境下でも良品質を維持し一等米比率は88.6%となりました。

園芸関係でも、猛暑の影響で生育不良や虫害・生理障害などが多く発生し、出荷量は減少しましたが、大根においては増加し、11月の価格が良かったことから販売額が1億円を超える結果となりました。

さて当JAでは、10月に念願の新農機具センターが完成し、大型機械にも対応できる施設の営業を開始いたしました。

また、本年計画しておりました行事として、ふれあい大市、農業祭、年金友の会会員親睦大会を開催し、多くの皆様にお越しいただき大盛況に終えることが出来ました。

財務面においては、各事業計画達成を目指して取り組んできた結果、当期剰余金につきましては8,914万円となり、財務基盤の拡充を図ることができました。

日頃からの組合員はじめ各位の深いご理解とご協力の賜であり感謝、御礼申し上げます。

<対処すべき重要な課題>

- (1) JA自己改革への対応
- (2) 持続可能な経営基盤の確立・強化
- (3) コンプライアンスの徹底と内部管理態勢の強化

◇ 指導・販売・保管事業

1. 指導事業

農業者の所得増大への寄与、地域農業の担い手への支援に取り組みました。

(1) 需要に応じた農産物生産と水田収益力強化ビジョンの活用

米の需給調整による価格安定と、需要に応じた供給体制の確立のため、大麦・大豆・飼料作物や、加工用米・備蓄米・輸出用米等非主食用米の共同計算に取り組むとともに、飼料用米への作付転換を関係機関と連携して取り組みました。

令和5年度作付け面積		(前年比)
水田面積	1,835.9 ha	(100.3%)
水稲作付け面積	1,231.5 ha	(99.4%)
(内訳)	主食用米 1,075.6 ha	(99.4%)
	加工用米 21.3 ha	(63.2%)
	備蓄米 55.8 ha	(125.6%)
	輸出用米 9.0 ha	(100.0%)
	飼料用米 69.8 ha	(100.0%)

- ① 水稲では、「富富富」をはじめ、各品種の生育調査・青田まわりを行い、低コスト・省力化で収益性の高い水田農業の確立に向け、生産者及び関係機関と一体になって取り組みました。また、「ゆうだい21」や「てんこもり」の作付け推進により業務用米の生産拡大や新たな市場の開拓として輸出用米の取り組み強化にも努めました。

品目	作付目標	作付実績
富富富	100ha	110.4ha
ゆうだい21	20ha	18.2ha
てんこもり	70ha	64.4ha
輸出用米	48 t	48.6 t

- ② 土づくりの推奨、田植えの繰り下げ等に取り組んだものの、高温・干ばつによる影響で、籾数、粒重とも低く収穫量は少なくなりました。また品質も猛暑の影響により白未熟粒や胴割れ等の発生が多く、うるち米の一等米比率は、75.4%と昨年を5.3%下回る結果となりました。

しかし、「富富富」は猛暑の環境下でも白未熟粒の発生は少なく、一等米比率は88.6%となりました。食味についても良食味の基準となる蛋白値平均が5.75%と低く、食味目標を達成しました。

また、有機質肥料を中心とした土づくりを実践する「環境保全米」の作付面積は96.7haと増加し、一等米比率は一般コシヒカリより21.6%高い92.4%となりました。各地区の基準田の土壌を採取し、土壌分析を行い適正施肥に努めました。

- ③ 大麦は、出芽・苗立ちは順調に推移し、登熟期間の日照時間が多く、収量 384kg/10a と 2年連続の豊作となりました。等級比率は全量一等となりました。
 - ④ 大豆においては7月下旬からの高温・干ばつにより、土壌水分の不足による落花や落莢の影響で着莢数が少なくなり、青立ちや莢先熟も一部発生し、収量は減少し 62kg/10a と前年の 131kg/10a を大きく下回る結果となりました。
- (2) 「稼げる！とやまの園芸産地支援事業」と特産物生産拡大
- ① 園芸では、「稼げる！とやまの園芸産地支援事業」として大根・ねぎ類・加工用キャベツ・軟弱野菜・はくさい・きゅうり・トマト・カブ、りんご、梨、ぶどう、ももの各部門で取組事項を決め、各種研修会の開催や販路開拓を行い単収増加と品質の向上に取り組めました。
 - ② 畜産では、飼料価格高騰や豚熱や鳥インフルエンザの流行等、以前にも増して厳しい状況ではありましたが、消費者からの信頼確保の観点から、安全で美味しい畜産物の生産振興を図るとともに、疾病対策を含めた環境整備・経営改善の取組を関係機関と畜産農家との連携により進めました。
- (3) スマート農業をはじめとする新技術への対応強化
- ドローンによる水稲防除の実施、ドローンオペレーターの講習会やラジコン草刈機の実演会等を開催し、新技術への対応強化と普及に努めました。
- (4) 担い手経営体のニーズに対応した総合事業支援体制の構築
- 他部署と連携し、集落営農・担い手経営体への定期的な訪問活動により、ニーズを把握し適切な農業経営を支援する取組を行いました。また、青壮年部や市とも連携し、食農教育を実施する等、将来に向けた担い手の確保に努めました。

2. 販売・保管事業

(1) 販 売

令和5年産米の作況指数、出荷実績は以下のとおりでした。

	令和5年産米	令和4年産米
作況指数	98	101
出荷実績	72,020 俵	74,957 俵

主食用米の全国的な需要量が減少していくなかで、業務用米の販売強化や「富富富」の販売拡大に向けた取組を強化し、JAグループが総力を挙げて富山県産米の販売促進・消費拡大運動に取り組めました。

- ① 安全で安心な農産物を提供できる生産体制の確立と適正な農産物検査の実施
 - ・栽培履歴、生産工程管理（GAP）の記帳を徹底しました。
 - ・農産物検査研修会や鑑定会等を実施、公正かつ適正な検査の徹底を図りました。
- ② 地域特産物の生産拡大と数量の確保
 - ・インショップ販売の拡充と販売強化やイベント出店等により魚津産農産物のPRに努めました。

- ③ 大規模稲作農家の出荷効率の向上につながるフレコン出荷への対応強化
 - ・フレコン出荷に伴う円滑な検査・受入に努めました。
- ④ 有利販売による農業者の所得向上
 - ・全農や市場との連携を強化し、迅速な情報収集を行い需要に応じた有利販売や付加価値を付けた環境保全米の取組みや米卸と提携した業務用米「ゆうだい 21」や「てんこもり」の拡大、普及に努めました。

(2) 保 管

農協へのより多くの集荷と適正な保管管理や毎月倉庫の自己点検を行うことにより、良食味米の品質確保や適正な出荷に努めました。

令和 5 年産米在庫数

(表)

令和 5 年 12 月末在庫				令和 4 年 12 月末在庫			
買入数	出庫数	在庫数	出庫率	買入数	出庫数	在庫数	出庫率
72,020.0	20,758.0	51,262.0	28.8%	74,957.0	22,679.0	52,278.0	30.3%

◇ 購買事業

1. 生産資材

ウクライナ情勢の長期化や円安により、生産資材・肥料・燃料の価格高騰の影響を少しでも緩和することを目的として、農業生産のコスト低減並びに生産資材の調達販売コストの削減に取り組みました。

- ① 担い手・営農組織・大型農家への訪問活動によるニーズの掘り起こし・提案活動強化

肥料等価格高騰対策事業への情報提供や申請支援及び水稲用豆つぶ剤や雑草除草剤の小水量散布ノズル等、省力化やコスト削減につながる資材の積極的な提案を行いました。また、肥料・農薬の大型規格剤及び農薬担い手直送により、生産コスト低減に努めました。
- ② 予約購買の促進による生産資材コストの低減

昨今の生産資材等価格高騰を受け生産者支援を目的に水稲肥料予約注文書価格より更に 5%値引きの実施及び自引きによる値引き対応を行う等価格低減に努めました。また、ふれあい大市と農業祭にて除草剤・園芸肥料の特別値引き販売を行いました。
- ③ 調達コストの低減

生産資材の事前予約の積み上げと早期引取り、直送や配送体制の見直し（直接引取り）等による外部運送費の削減等により、調達コストの低減に取り組みました。
- ④ 低価格モデル農機・省力化機械の提案強化と普及拡大

機能を絞った低価格モデル農機、農機フェア・農業祭・アグリチャレンジでのスマート農業につながる省力化農機の提案・普及を行いました。

⑤ 環境保全・SDGsへの取組み

機能を絞った低価格モデル農機販売、農機フェア・農業祭・アグリチャレンジでのスマート農業や省力化農機の提案に取り組みました。

⑥ 環境保全・SDGsの取組み

人と環境にやさしい農業を進めるため、農業用廃プラスチック・廃農薬の回収を行いました。

これらの取組みの結果、生産資材全体での供給高は7億89百万円となり、計画比で91.5%の供給実績となりました。

2. 生活物資

農業者の暮らしに役立つ生活用品・サービスを提供し、農業者の生活水準の向上に取り組みました。

① イベント企画

2月に「2023 ファッション&きものフェア」、6月には会場を営農・経済センターに移しての「ふれあい大市」、11月には「農業祭」を開催する等各種イベントを通じ利用者と交流を図るとともにニーズに沿った商品提案や交流に取り組みました。

② 生活関連商品の開発と販売促進

地域食農連携プロジェクト(LFP)にて地場産りんごのドライフルーツを使用した「りんごパン」を開発し、学校給食で提供しました。また、JAオリジナル商品及び期間限定企画商品の販促、女性部と生活指導員が連携し、エコープマークや県内産原材料使用商品等安心安全な商品の普及拡大、広報誌を通じて暮らしに役立つ情報の提供に努めました。

③ オンラインショップ・ふるさと納税を活用した販売力強化

魚津市の「ふるさと納税事業」を通して「うおづ産こしひかり」「富富富」「魚津の麦茶」等を提供する等、利用率の向上に努めました。果樹等の地元農産物の販路開拓のため、JAタウンやインターネットの活用を強化しました。

④ 葬祭事業による利用者ニーズに沿った施行対応とひまわり会の普及

コロナ禍で、葬儀や法事の施行形態が大きく変わる中、競合他社との差別化を図るため支店と連携し、「ひまわり会員」の普及拡大に努めました。また、利用者ニーズに沿って葬儀・法要を施行し、お客様満足度の向上に取り組みました。

⑤ 施設整備に伴う事業の効率化と収支改善

農機の大型化に対応した農機具センターを新築し、利用者ニーズに即した対応と質の高いアフターサービスによる利用率維持・向上に取り組みました。

以上の取組みにより、生活物資全体での供給高は5億51百万円となり、計画比で81.8%の供給実績となりました。

◇ 信用事業

1. 貯金

信用事業をとりまく環境は、高齢化、人口減少、マイナス金利政策に伴う金利低下の長期化等依然として厳しいものがあります。

当JAでは人と人とのふれあいを大切に、「地域に密着した渉外活動」を重点に、多様化するお客様ニーズへの対応と商品提供に努めました。

貯金増強運動として、個人貯金を意識した年金受給口座獲得に力を注ぎ、春と秋に年金受給口座獲得キャンペーンを実施し、新たに多くの皆様に年金指定口座を頂き、年金を受給しておられる皆様に組織する年金友の会の会員数も3,691名となりました。また、年金会員の皆様を対象として6月に開催しました会員親睦大会では、歌謡ショーや爆笑コント等を催し、会場いっぱいになり笑顔があふれる大会となりました。

令和5年度末貯金残高は、計画652.3億円に対し643.8億円(計画比98.7%)となり、前年より5.2億円の減少となりました。皆様からお預かりしている貯金は農林中央金庫への預金及び地方債等の有価証券で安全有利な運用に努めてまいりました。

2. 貸出金

貸出は事業基盤の維持拡大につながる最重要商品であり、資金運用として収益向上の観点から取組み強化が求められています。

住宅ローンにおいては、住宅関連業者への営業を強化し、JA住宅ローン商品の魅力をアピールし、残高の維持向上に努めました。

また、マイカーローンを中心とする小口ローンでは、ネット広告を展開して新規のお客様等にも幅広くPRしてきました。

農業融資は、「農業近代化資金」「農機ハウスローン」等を中心に農家組合員の皆様にご利用いただくとともに、肥料・生産資材高騰等の対策として「アグリマイティーマネージメント資金」等をご提案させていただきました。

令和5年度末貸出金残高は、計画90.1億円に対し88.1億円(計画比97.7%)となり、前年より1.1億円の減少となりました。

◇ 共済事業

令和5年度は3か年普及活動計画の2年目であり、重点取組事項としてこれまで以上に加入者とのつながりを強化し、世帯から加入者へ活動対象を転換し、3Q訪問活動を基軸とした保障点検活動を実施しました。

また、他事業との連携による次世代・次々世代層への接点拡充とJAファンづくりにも取り組まれました。

1. 生命共済においては、保障見直しを中心とし、生存中のリスクの備えとした普及活動や、「認知症共済」により認知症を発症した際の経済負担や予防に取り組むサポートを行いました。
2. 建物更生共済は、近年多発している自然災害の備えとして、建物の未保障・低保障世帯に対し保障提案活動を実施してきました。

3. 自動車共済は、掛金の優位性を最大限に活かしつつ、他損保からの切替提案や保障内容のグレードアップに努めてきました。

地域貢献活動として

- ① 交通事故防止活動の一環としてカーブミラーを市内1か所に設置し、安心して暮らすことのできる地域社会づくりに貢献しました。
- ② 地域・農業活性化促進助成の取組みとして、肥料高騰や生産資材高騰に伴い、果樹農家に向けた支援を行い意欲向上に取組みました。
- ③ J A共済加入者の皆様には病気の予防と早期発見のため、日帰り人間ドックの健診助成を行いました。

4. 農業振興活動と地域貢献情報

◇ 協同組合の特性

当JAは、魚津市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

資金のその大半が組合員の皆様等からお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としており、資金を必要とする組合員の皆様方や、地方公共団体等にもご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

なお、組合員資格別の員数および出資金額は次のとおりです。

	員数（人）	出資金額（百万円）
正組合員	2,461	599
准組合員	4,200	140

◇ 農業関係の持続的な取組み

- ・「環境保全米」や「富富富」の作付面積拡大
- ・土壌診断（土壌分析、土壌医育成）による施肥量指導
- ・水田収益力強化ビジョン活用と需要に応じた農産物生産
- ・食味計の活用による高品質米、良食味米生産支援
- ・スマート農業への取組み及び新技術への対応強化

◇ 安全・安心な農産物づくりへの取組み

- ・生産履歴記帳運動、GAPの推進
- ・農薬の安全使用遵守の周知徹底

◇ 担い手・地産地消・食育への取組み

- ・担い手経営体のニーズに対応した総合事業支援体制の構築
- ・園芸作物の導入による複合経営への誘導や法人化支援
- ・農産物のインショップ販売、学校給食への食材提供による地産地消の拡充、強化
- ・生産者と消費者、地域住民の交流を通じて、食と農の理解を促進
- ・市内保育園や小学校、公民館を通じて子供達を対象とした農業体験教室の実施
- ・肥料等生産資材の価格高騰により影響を受けた稲作農家の営農意欲の維持、向上を支援するため、支援補助金を交付

◇ 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆様からお預かりした貯金の残高は、64,385百万円（うち定期積金の残高は875百万円）となっております。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	52,898 百万円
そ の 他	11,487 百万円
合 計	64,385 百万円

◇ 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆様への貸出金残高は、8,926 百万円となっております。JA は地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	5,969 百万円
地 方 公 共 団 体	2,363 百万円
そ の 他	479 百万円
合 計	8,811 百万円

(2) 制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、①JA等民間金融機関の資金を原資とする貸し付けに利子補給等を行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金等を原資とするものの3タイプがあります。

農業近代資金	81 百万円
畜産特別資金	-
改良資金	-
農業基盤整備資金	-
合計	81 百万円

(3) 貸出金商品

農業者の皆様には、JA独自の営農資金をご用意しております。

その他にも事業資金、住宅ローン、教育ローン、マイカーローン等、組合員をはじめ地域の皆様の事業や暮らしに必要な資金をご融資しております。

なお、詳しい貸出商品については、支店窓口までお問い合わせください。

◇ 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

（1）文化的・社会的貢献に関する事項

当JAは地域に根ざした協同組合としてさまざまな活動を通じ、健康で豊かな地域社会づくりに向けて社会に貢献していきたいと考えております。

○地域行事への参加

毎年8月に行われる魚津市最大のイベント、じゃんとこい魚津まつり「せり込み蝶六踊り街流し」への参加をはじめ地域行事に積極的に参加し地域の皆様との交流を深めています。

○カーブミラーの寄贈等、交通安全運動への参加

交通安全運動の積極的展開の一環として、六郎丸地区にカーブミラーを設置しました。

○生活文化活動

女性部員の相互の親睦を目的にふれあいツアーを実施し、たくさん参加がありました。

女性部はSDGs活動として、ペットボトルキャップ回収やフードドライブの取り組みに注力しました。また、JAカルチャー教室や女性大学を開催し仲間の輪を広げ生活に潤いと技術の向上を目指し取り組んでいます。

小学校や保育園でのバケツ稲作体験、じゃがいも栽培体験等を通して「食農教育活動」を実施しました。その他、日帰り人間ドックの受診の呼びかけやエコー商品

の普及推進に努めています。

（2）利用者ネットワーク化への取組み

組合員相互の親睦を図るとともに、地域の皆様との結びつきを強化するため、年金友の会や女性部組織等の活動支援を通して利用者ネットワークづくりへの取組みを進めています。

○年金友の会活動への支援

「年金友の会」は当JAで年金を受給されている皆様を中心となって活動し、その会員数は3,691名にのびります。なお、年金会員の皆様に毎年大変好評であります会員親睦大会は6月に「歌謡ショーや爆笑コント等」を開催して大盛況となりました。

（3）情報提供活動

広報誌「JAうおづ」の発行やホームページ、SNSを通し、身近な話題や営農に関する基礎知識等暮らしに役立つ情報提供に向け取り組んでいます。

ホームページ : <http://www.ja-uozu.jp/>

X (旧 Twitter) : @jauozu_official

Instagram : @jauozu_official

- (4) 店舗体制 (店舗数)
- ・本店 (1)
 - ・営農・経済センター (4)
 - ・支店 (2)
 - ・農機具センター (1)
 - ・給油所 (1)
 - ・アグリショップ (1)

◇ 地域密着型金融への取組み

- (1) 農業者の経営支援に関する取組み方針
農業技術・生産性向上に向けた各種研修会の実施、低利の農業関連融資の普及・推進活動に取組み担い手経営体や農業者などのニーズを把握し、サービスを提供していきます。
- (2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備
農業者の金融ニーズに応えるための農業融資担当者の研修会を実施し、農業者からの多様なニーズに応えることができるよう態勢整備を行っています。
- (3) 農山漁村等地域活性化のための融資をはじめとする支援
金融部門と営農経済部門が連携し農業融資・資金提案を行い、農林中金や行政・関係機関の担い手担当部署と連携して支援に対する役割を發揮する取組みを行っています。
- (4) ライフスタイルに応じた担い手支援
新規就農支援、担い手の信用向上、財務の安定化など農業法人等の発展段階に応じて、各種融資等を提案して担い手支援に取り組んでいます。

5. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

〔リスク管理〕

金融の自由化・国際化の進展、業務の多様化に伴い、金融機関が内包するリスクは、信用リスク・市場関連リスク・流動性リスク・事務リスク・システムリスク等多岐にわたり複雑化してきています。

こうした環境のなか、各種リスクの管理を強化するため、リスク管理体制の充実に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

〔融資審査体制〕

当JAでは、各支店における融資の取扱いについて、事前調査を十分に行うとともに、本店において独立した部門で審査を行い、受付から最終決裁者までの間に多段階の稟議手続を行う体制としております。

〔不良債権への取組み〕

不良債権処理を経営の最優先課題として位置付け、自己査定や償却・引当による厳格な与信管理を行っています。また、貸出債権管理委員会において、取引先ごとの回収方針を決定し、貸出金償却・債権売却等も実施し対処しています。

不良債権処理については、破綻懸念先・実質破綻先・破綻先の第Ⅲ・第Ⅳ分類債権に対して、令和5年度末で貸倒引当金による100%の引当を行いました。

リスク管理債権、また、金融再生法に基づく不良債権は令和5年度末で98百万円です。

〔ALM管理体制〕

金利変動リスク等へ対応し、資金調達面と運用面を総合的に管理するため、ALM委員会等を随時開催し、財務の健全化と安定的収益確保に努めています。

〔事務リスク管理体制〕

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、信用事業の事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

◇ 業務の適正を確保するための体制

〔内部統制システム基本方針〕

当ＪＡでは、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
 - ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
 - ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
 - ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
 - ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
 - ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
 - ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
 - ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

注：上記内部統制システム基本方針は令和5年12月31日時点のものです。

◇ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針・運営態勢〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組めます。

コンプライアンスに関する役職員の行動指針として「コンプライアンス基本方針」、コンプライアンスを実現する手引書となる「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員に配布するとともに、研修会等の実施により周知徹底を図っています。また、コンプライアンス統括部署を設けるとともに、各部署にはコンプライアンス責任者およびコンプライアンス担当者を置き、コンプライアンス・プログラムの実践に取り組んでいます。

当組合のコンプライアンスにかかる基本方針

1. 当組合の社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

◇ 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

・信用事業

金融部 金融課

電話番号／0765-24-9917

受付時間／月～金曜日（祝祭日を除く）、午前8時30分～午後5時

・共済事業

金融部 共済課

電話番号／0765-24-9918（共済課）

受付時間／月～金曜日（祝祭日を除く）、午前8時30分～午後5時

②紛争解決措置の内容

当 J A では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

富山県弁護士会 紛争解決センター

J A バンク相談所（一般社団法人 J A バンク・J F マリンバンク相談所、
電話：03-6837-1359）

※ 平成 31 年 4 月 1 日以降、富山県 J A バンク相談所は、（一社）J A
バンク相談所へ運営を移管しております。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページを
ご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当JAは、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

魚津市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇ 金融円滑化管理方針

当JAは、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本方針

魚津市農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでまいります。

- 1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。
- 2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。
 - (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇ 個人情報保護への対応方針

役職員が、組合員・利用者等皆様の個人情報を正しく取扱うための個人情報保護方針、情報セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

個人情報保護方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報セキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 金融商品の方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めます。

金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇ 利用者保護等管理方針

当 J A は、利用者等の正当な利益の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

J A バンク 利用者保護等管理方針

魚津市農業協同組合（以下「当 J A」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当 J A が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当 J A との取引に伴い、当 J A の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

◇ 苦情受付窓口

当組合では、お客様に満足していただけますように日頃より心がけていますが、当組合の業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当組合は、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

苦情受付窓口

管理室 総務部 総務課

電話番号／0765-24-9912

受付時間／月～金曜日（祝祭日を除く）、午前8時30分～午後5時

役員に関する苦情問い合わせ受付窓口

監事室

電話番号／0765-24-9904

受付時間／月～金曜日（祝祭日を除く）、午前8時30分～午後5時

◇ 内部監査体制等

当JAでは、内部監査部門を（被監査部署から独立して）設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告等を通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、令和5年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部署に通知され、定期的に被監査部署の改善取組み状況をフォローアップしています。また、1年間の監査業務活動を総括して年度末の理事会に報告しています。なお、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

監事監査および内部監査の実施状況は次のとおりです。

○ 監査実施状況（令和5年）

（単位：人、日）

監査期間	監査内容等	監査従事人数			
		監査人		補助員	計
		監事監査	内部監査		
1/16～1/20	令和4年度期末監事監査（全部署）	9		7	16
2/6～2/24	定期貯金残高確認（4支店）				
3/14	無通告内部監査（4支店）		2		2
3/30～3/31	棚卸監査（営農経済部）		4		4
4/6～4/11	タイムカード監査（全部署）		6		6
4/12	農業倉庫監査（営農企画課）		2		2
5/15～6/9	上半期内部監査（全部署）		17		17
5/26	施設確認	4			4
6/21	無通告内部監査（総務課）		2		2
6/29～6/30	上半期棚卸監事監査（営農経済部）	8		4	12
7/10～7/14	令和5年度上半期監事監査（全部署）	10		9	19
8/14～8/24	資産査定監査（金融課・4支店）		5		5
8/28	現金実査（営農経済部）		2		2
9/29	棚卸監査（営農経済部）		2		2
10/13	無通告内部監査（北部・中央支店）		1		1
10/17	無通告内部監査（LPG）		2		2
10/30～11/17	下半期内部監査（全部署）		18		18
10/31	棚卸監査（農機具センター）		2		2
11/24	農業倉庫監査（営農企画課）		2		2
12/28～12/31	年度末棚卸監事監査（営農経済部）	9		5	14
監査延べ人数		40	67	25	132

6. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年12月末における自己資本比率は、15.41%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	魚津市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	746百万円（前年度752百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

7. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

[信用事業]

信用事業は、貯金、貸出、為替等いわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座等の各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金ネットサービスでは、民間金融機関のCD オンライン提携（M I C S）に加盟しているほか、ゆうちょ銀行とも提携しており、全国の民間金融機関および郵便局のCD・ATMをご利用いただけます。

◇ 貸出業務

J Aバンクとして、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆様の生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆様の暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出しや個人向けローンの取扱い等も行い、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

◇ 為替業務

全国のJ A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫等の各店舗と為替網で結び、当J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇ その他の業務及びサービス

当J Aでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆様のための給与振込サービス、自動集金サービス等取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、国債の保護預かり、全国のJ Aでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストア等でも現金引き出しのできるキャッシュサービス等、いろいろなサービスに努めています。

[共済事業]

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済では、ひと・いえ・くるま・農業の各種共済による生活総合保障を展開しています。

[営農経済事業]

◇ 指導事業

農業所得増大と地域の活性化を目指し、農業の持続的発展・農村の振興、集落営農体制・担い手の育成、土づくり、栽培履歴記帳、生産工程管理による高品質で安全・安心な農産物の生産推進に向けた営農指導を行っております。併せて、心豊かで潤いのある生活と健康づくりを目指した生活指導に積極的に取り組んでいます。

◇ 販売事業

農業者が生産した米、麦、大豆等の穀物、野菜果実、畜産物の販売を行っています。安全・安心な食糧の安定供給を目指し、穀類については低温倉庫、野菜果実については保冷庫による品質管理等に努めています。

◇ 購買事業

農業生産に必要な生産資材や暮らしと生活に役立つ生活資材の安定供給を行っています。また、営農部門との連携を強化することで農業所得の向上にも努めています。取扱品目は、肥料・農薬・飼料・農業資材・農舎住宅等の農業生産資材や、自動車・主食・食料品・日用雑貨等の生活資材、その他、農機具センター、給油所、ガス、購買店舗「アグリショップうおづ」、葬祭事業を展開し、利用者ニーズを的確に捉えた各種サービスと健康で豊かな暮らしづくりをサポートしています。

(2) 系統セーフティーネット（貯金者保護の取組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティーネットで守られています。

◇ 「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2023年3月末における残高は1,651億円となっています。

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払い戻しができなくなった場合等に、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金等が加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は2023年3月末現在で4,708億円となっています。

【經營資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	4年度	5年度		4年度	5年度
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	64,905,934	64,457,835	1. 信用事業負債	64,959,682	64,547,826
(1) 現金	210,459	258,333	(1) 貯金	64,902,515	64,385,311
(2) 預金	51,282,056	50,713,595	(2) 借入金	1,960	980
系統預金	51,281,821	50,659,053	(3) その他の信用事業負債	55,206	161,535
系統外預金	234	54,541	未払費用	1,568	1,199
(3) 有価証券	4,278,106	4,266,119	その他の負債	53,638	160,335
地方債	2,977,600	3,065,646			
政府保証債	400,000	400,000	2. 共済事業負債	309,056	307,198
社債	900,506	800,473	(1) 共済資金	182,816	183,912
(4) 貸出金	8,926,030	8,811,955	(2) 未経過共済付加収入	124,945	121,999
(5) その他の信用事業資産	218,319	414,343	(3) その他の共済事業負債	1,294	1,287
未収収益	199,593	199,956			
その他の資産	18,726	214,387	3. 経済事業負債	96,014	97,332
(6) 貸倒引当金	△ 9,039	△ 6,512	(1) 経済事業未払金	89,701	85,761
2. 共済事業資産	307	338	(2) 経済受託債務	6,184	11,455
(1) その他の共済事業資産	307	338	(3) その他の経済事業負債	128	116
3. 経済事業資産	630,063	585,732			
(1) 経済事業未収金	119,362	101,221	4. 雑負債	78,416	88,828
(2) 経済受託債権	385,389	352,269	(1) 未払法人税等	26,700	17,500
(3) 棚卸資産購買品	109,875	121,011	(2) その他の負債	51,716	71,328
(4) その他の経済事業資産	18,646	18,594			
(5) 貸倒引当金	△ 3,210	△ 7,364	5. 諸引当金	171,671	157,052
4. 雑資産	102,596	105,414	(1) 賞与引当金	7,566	4,459
(1) 雑資産	102,596	105,414	(2) 退職給付引当金	141,592	145,175
5. 固定資産	599,637	735,100	(3) 役員退職慰労引当金	22,512	7,417
(1) 有形固定資産	599,440	735,100	負債の部合計	65,614,840	65,198,239
建物	1,183,403	1,297,025	(純資産の部)		
機械装置	36,720	37,952	1. 組合員資本	3,437,504	3,502,666
土地	208,378	208,378	(1) 出資金	752,210	746,923
建設仮勘定	660	-	(2) 資本準備金	4,770	4,770
その他の有形固定資産	247,904	229,308	(3) 利益剰余金	2,685,570	2,757,732
減価償却累計額	△ 1,077,627	△ 1,037,564	利益準備金	1,351,224	1,371,224
(2) 無形固定資産	196	-	その他利益剰余金	1,334,346	1,386,508
6. 外部出資	2,767,313	2,767,313	施設整備積立金	240,000	224,000
(1) 外部出資	2,767,313	2,767,313	当期未処分剰余金	1,094,346	1,162,508
系統出資	2,668,238	2,668,238	(うち当期剰余金)	(71,803)	(89,142)
系統外出資	99,075	99,075	(4) 処分未済持分	△ 5,046	△ 6,759
7. 繰延税金資産	46,493	49,170	純資産の部合計	3,437,504	3,502,666
資産の部合計	69,052,345	68,700,905	負債及び純資産の部合計	69,052,345	68,700,905

2. 損益計算書

(単位: 千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	4年度	5年度		4年度	5年度
1. 事業総利益	821,848	778,902	(8) 販売事業費用	1,827	3,292
事業収益	2,031,626	1,892,627	その他の費用	1,827	3,292
事業費用	1,209,778	1,113,724	(うち貸倒引当金戻入益)	-	-
(1) 信用事業収益	376,853	364,589	販売事業総利益	51,945	49,969
資金運用収益	356,223	332,307	(9) 保管事業収益	30,959	33,782
(うち預金利息)	(219,131)	(214,080)	(10) 保管事業費用	17,911	16,301
(うち有価証券利息)	(27,421)	(28,974)	保管事業総利益	13,047	17,480
(うち貸出金利息)	(85,951)	(85,137)	(11) その他事業収益	15,140	13,969
(うちその他受入利息)	(23,718)	(4,114)	(12) その他事業費用	8,360	9,292
役員取引等収益	17,056	17,241	その他事業総利益	6,779	4,676
その他経常収益	3,573	15,040	(13) 指導事業収入	6,860	7,041
(2) 信用事業費用	68,657	59,994	(14) 指導事業支出	37,454	32,997
資金調達費用	3,523	2,554	指導事業収支差額	△ 30,593	△ 25,955
(うち貯金利息)	(2,042)	(1,524)	2. 事業管理費	725,511	684,024
(うち給付補填備金繰入)	(727)	(441)	(1) 人件費	526,317	503,288
(うち借入金利息)	-	-	(2) 業務費	90,209	87,691
(うちその他支払利息)	(752)	(587)	(3) 諸税負担金	19,844	17,754
役員取引等費用	3,021	2,996	(4) 施設費	88,241	74,346
その他経常費用	62,112	54,443	(5) その他事業管理費	899	943
(うち貸倒引当金繰入額)	-	-	事業利益	96,336	94,877
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 2,759)	(△ 2,526)	3. 事業外収益	55,466	48,731
信用事業総利益	308,195	304,594	(1) 受取出資配当金	42,195	42,187
(3) 共済事業収益	295,920	252,126	(2) 貸貸料	3,492	2,362
共済付加収入	272,572	240,026	(3) 雑収入	9,777	4,181
その他の収益	23,347	12,099	4. 事業外費用	7,828	1,802
(4) 共済事業費用	17,371	13,824	(1) 賃借料	2,656	1,518
共済推進費	5,644	3,882	(2) 雑損失	5,172	284
共済保全費	2,347	1,930	(うち貸倒引当金戻入益)	-	-
その他の費用	9,379	8,010	経常利益	143,974	141,806
共済事業総利益	278,548	238,301	5. 特別利益	1,181	-
(5) 購買事業収益	1,260,732	1,177,196	(1) 固定資産処分益	181	-
購買品供給高	1,202,202	1,110,108	(2) 資産取得補助金	1,000	-
購買手数料	42,733	43,559	6. 特別損失	38,194	29,226
修理サービス料	13,060	15,653	(1) 固定資産処分損	242	29,226
その他の収益	2,736	7,875	(2) 減損損失	36,952	-
(6) 購買事業費用	1,066,809	987,362	(3) 固定資産処分圧縮損	1,000	-
購買品供給原価	988,760	902,724	税引前当期利益	106,960	112,579
購買品供給費	58,564	61,649	6. 法人税、住民税及び事業税	35,316	26,114
その他の費用	19,485	22,988	7. 法人税等調整額	△ 158	△ 2,677
(うち貸倒引当金繰入額)	(1,325)	(4,153)	法人税等合計	35,157	23,437
(うち貸倒引当金戻入益)	-	-	当期剰余金	71,803	89,142
(うち貸倒損失)	-	-	当期首繰越剰余金	1,022,542	1,047,365
購買事業総利益	193,922	189,834	施設整備積立金取り崩し額	-	26,000
(7) 販売事業収益	53,775	53,261	当期末処分剰余金	1,094,346	1,162,508
販売手数料	42,421	43,351			
その他の収益	11,353	9,909			

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	4年度	5年度		4年度	5年度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			経済受託債務の純増減(△)	△ 570	5,270
税引前当期利益	106,961	112,579	(その他の資産及び負債の増減)		
減価償却費	31,600	33,384	その他の資産の純増(△)減	9,890	△ 2,797
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 1,433	1,627	その他の負債の純増減(△)	1,795	19,588
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 59	△ 3,106	信用事業資金運用による収入	381,183	333,909
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 2,660	3,582	信用事業資金調達による支出	△ 5,444	△ 3,712
その他引当金等の増減額(△は減少)	2,948	△ 15,095	事業の利用分量に対する配当金の支払額	△ 6,149	△ 13,261
信用事業資金運用収益	△ 358,185	△ 334,272	小 計	400,114	△ 157,131
信用事業資金調達費用	3,523	2,554	雑利息及び出資配当金の受取額	42,200	42,191
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 42,195	△ 42,187	法人税等の支払額	△ 35,116	△ 35,314
有価証券関係損益(△は益)	1,961	1,965	事業活動によるキャッシュ・フロー	407,199	△ 150,253
その他固定資産関係損益(△は益)	242	40,787	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
外部出資関係損益(△は益)	-	-	有価証券の取得による支出	△ 300,000	△ 400,000
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			有価証券の償還による収入	210,026	410,021
貸出金の純増(△)減	△ 184,164	114,074	固定資産の取得による支出	△ 94,949	△ 209,726
預金の純増(△)減	1,280,000	160,000	固定資産の売却による収入	△ 478	90
貯金の純増減(△)	△ 621,675	△ 517,203	外部出資による支出	-	-
信用事業借入金の純増減(△)	△ 980	△ 980	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 184,401	△ 199,614
その他の信用事業資産の純増(△)減	53	△ 195,661	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
その他の信用事業負債の純増(△)減	△ 127,743	107,486	出資の増額による収入	7,820	5,279
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			出資の払戻しによる支出	-	-
共済資金の純増減(△)	△ 149,566	1,095	持分の譲渡による収入	13,039	10,325
未経過共済付加収入の純増減(△)	3,464	△ 2,946	持分の取得による支出	△ 12,866	△ 12,038
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			出資配当金の支払額	△ 3,570	△ 3,719
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	△ 26,390	18,141	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,097	△ 10,719
経済受託債権の純増(△)減	63,198	33,119	4. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	215,700	△ 360,587
棚卸資産の純増(△)減	△ 4,693	△ 11,136	5. 現金及び現金同等物の期首残高	1,116,996	1,332,516
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	8,433	△ 3,940	6. 現金及び現金同等物の期末残高	1,332,696	971,928

4. 注記表

(令和4年度分)

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）

(1) 満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

②棚卸資産

購買品（肥料・農薬）…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

購買品（農機具製品）…個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

購買品（上記以外）…売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の

支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分に社会保険料負担額を含め計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（4）収益および費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(6) 計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会富山県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。経済受託債権については、全国農業協同組合連合会富山県本部から資金が送付された時点で残高を減少する会計処理を行っています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

II. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

①代理人取引に係る収益認識

財またはサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

②LPガスに関する収益認識

購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日まで生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の事業収益が 185,735 千円、事業費用が 185,735 千円減少していますが、この変更による事業利益、経常利益及び税引前当期利益への影響は軽微です。なお、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19

項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 46,493千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 36,952千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 12,249 千円

※貸倒引当金の総額を記載しています。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i) 算定方法

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,500千円であり、その内訳は、次のとおりです。

機械装置 2,500千円（うち当期圧縮記帳額1,000千円）

(2) 担保に供している資産

預金 1,000,000千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権 4,892千円

金銭債務はありません。

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は21,290千円、危険債権額は103,262千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りが

できない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 124,552 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当組合は、支店、給油所については管理会計の単位としている営業店舗ごとに一般資産としてグルーピングし、賃貸資産及び遊休資産については施設単位でグルーピングしています。また、本店、農機具センター、営農関連施設等については、独立したキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、JA全体の共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
旧北部支店	店舗	土地及び建物等	経田中町
旧中央支店	店舗	土地及び建物等	未広町

②減損損失の認識に至った経緯

旧北部支店、旧中央支店については、支店再編に伴う使用方法の変更による減損の兆候に該当するため、帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧北部支店	17,463 千円	(建物 15,981 千円、土地 1,437 千円、器具備品 44 千円)
旧中央支店	19,488 千円	(建物 15,993 千円、土地 3,495 千円)
合計	36,952 千円	(建物 31,974 千円、土地 4,933 千円、器具備品 44 千円)

④回収可能価額の算定方法

旧北部支店及び旧中央支店の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額、路線価に合理的な調整を行い算定しています。

VI 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や地方債等の債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運

用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.01%下落したものと想定した場合には、経済価値が415千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	51,282,056	51,267,768	△14,287
有価証券 満期保有目的の債券	4,278,106	4,026,051	△252,055
貸出金	8,926,030		
貸倒引当金	△9,039		
貸倒引当金控除後	8,916,991	8,898,571	△18,419
資産計	64,477,155	64,192,392	△284,762
貯金	64,902,515	64,859,338	△43,176
負債計	64,902,515	64,859,338	△43,176

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

債券は、取引金融機関等から提示された価格によっています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を

時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	2,767,313

※外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	51,282,056	—	—	—	—	—
有価証券 満期保有目的の債券	410,000	410,000	10,000	10,000	10,000	3,405,000
貸出金	982,793	589,060	563,766	553,386	522,464	5,713,095
合計	52,674,850	999,060	573,766	563,386	532,464	9,118,095

※貸出金のうち、当座貸越202,970千円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

※貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等1,463千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	58,517,597	3,300,611	2,633,028	296,492	112,941	41,844

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅶ 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	地方債	1,164,011	1,176,901	12,890
	政府保証債	-	-	-
	社債	300,000	306,590	6,590
	小計	1,464,011	1,483,491	19,480
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	地方債	1,813,589	1,616,840	△196,749
	政府保証債	400,000	378,720	△21,280
	社債	600,506	547,000	△53,506
	小計	2,814,095	2,542,560	△271,535
合計		4,278,106	4,026,051	△252,055

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

Ⅷ 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	144,252 千円
退職給付費用	34,420 千円
退職給付の支払額	△11,194 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△25,887 千円
期末における退職給付引当金	141,592 千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	394,583 千円
特定退職金共済制度	<u>△252,991 千円</u>
未積立退職給付債務	<u>141,592 千円</u>
退職給付引当金	141,592 千円

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	34,420 千円
----------------	-----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 6,710 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 69,588 千円となっています。

Ⅸ 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	39,079
富山県 JA バンク 支援積立額	9,454
減損損失	10,198
役員退職慰労引当金	6,213
賞与引当金	2,088
貸出金償却	716
その他	3,732
繰延税金資産小計	71,483
評価性引当額	△24,990
繰延税金資産合計	46,493

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%
事業分量配当	△3.4%
住民税均等割等	0.5%
評価性引当額の増減	8.3%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.8%

(令和5年度分)

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）

(1) 満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

②棚卸資産

購入品（肥料・農薬）…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

購入品（農機具製品）…個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

購入品（上記以外）…売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシ

ユ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先含む）については、今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（4）収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会富山県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。経済受託債権については、全国農業協同組合連合会富山県本部から資金が送付された時点で残高を減少する会計処理を行っています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合に

は、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

その他事業収益のうち、当組合が代理人として関与している円滑化事業は、収益・費用が同額であるため相殺表示しています。

II 会計方針の変更に関する注記

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしています。これによる当事業年度の計算書類へ与える影響はありません。

III 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 49,170 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 13,877 千円

※貸倒引当金の総額を記載しています。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i) 算定方法

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,500千円であり、その内訳は、次のとおりです。

機械装置 2,500千円（うち当期圧縮記帳額はありませぬ）

(2) 担保に供している資産

預金 1,000,000千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権はありません。

金銭債務はありません。

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は47,611千円、危険債権額は50,620千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は98,231千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や地方債等の債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針

を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.01%下落したものと想定した場合には、経済価値が218千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクにつ

いては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	50,713,595	50,702,026	△11,568
有価証券 満期保有目的の債券	4,266,119	4,021,192	△244,927
貸出金	881,955		
貸倒引当金	△6,512		
貸倒引当金控除後	8,805,442	8,828,754	23,311
資産計	63,785,158	63,551,973	△233,184
貯金	64,385,311	64,353,996	△31,315
負債計	64,385,311	64,353,996	△31,315

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

有価証券について、地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS で割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	2,767,313

※外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	50,713,595	—	—	—	—	—
有価証券 満期保有目的の債券	410,000	10,000	10,000	10,000	5,000	3,800,000
貸出金	881,036	597,801	586,559	557,942	1,250,698	4,931,477
合計	52,004,631	607,801	596,559	567,942	1,255,698	8,731,477

※貸出金のうち、当座貸越 184,984 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。
 ※貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 6,438 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	59,310,724	2,721,588	1,823,862	140,469	337,582	51,084

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	地方債	1,053,066	1,064,302	11,235
	政府保証債	-	-	-
	社債	200,000	206,900	6,900
	小計	1,253,066	1,271,202	18,135
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	地方債	2,012,579	1,820,710	△191,869
	政府保証債	400,000	380,960	△19,040
	社債	600,473	548,320	△52,153
	小計	3,013,052	2,749,990	△263,062
合計		4,266,119	4,021,192	△244,927

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

Ⅶ 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	141,592 千円
退職給付費用	33,055 千円
退職給付の支払額	△5,076 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△24,396 千円
期末における退職給付引当金	145,175 千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	396,989 千円
特定退職金共済制度	△251,814 千円
未積立退職給付債務	145,175 千円
退職給付引当金	145,175 千円

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	33,055 千円
----------------	-----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 6,232 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 5 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 56,616 千円となっています。

Ⅷ 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	40,068
富山県 JA バンク 支援積立額	9,542
減損損失	9,712
役員退職慰労引当金	2,047
賞与引当金	1,436
貸出金償却	702
その他	5,875
繰延税金資産小計	69,383
評価性引当額	△20,213
繰延税金資産合計	49,170

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.2%
事業分量配当	△3.1%
住民税均等割等	0.5%
評価性引当額の増減	△4.2%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.8%

5. 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	4年度	5年度
1. 当期末処分剰余金	1,094,346	1,162,508
(1) 繰越剰余金	1,022,541	1,047,365
(2) 当期剰余金	71,803	89,142
(3) 施設整備積立金取崩額	-	26,000
2. 剰余金処分額	46,981	46,406
(1) 利益準備金	20,000	20,000
(2) 任意積立金	10,000	10,000
うち施設整備積立金	10,000	10,000
(3) 出資配当金	3,719	3,688
(4) 事業分量配当金	13,261	12,717
3. 次期繰越剰余金	1,047,365	1,116,101

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

令和4年度 0.5% 令和5年度 0.5%

2. 事業分量配当金の基準は次のとおりです。

令和4年度 肥料、農薬、飼料、農機具、農業資材供給高の 2.0%

令和5年度 肥料、農薬、飼料、農機具、農業資材供給高の 2.0%

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

積立金の種類	積立目的	積立目標額及び積立・取崩基準
施設整備積立金	店舗・事業所の移転・整備に伴う損失発生への補填に備え、JA経営の健全性を確保する	積立目標額 :3億円 取崩基準 :店舗・事業所の移転・整備により多額の投資が発生した場合、取り崩しを行う

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和4年度 6,500千円

令和5年度 6,500千円

6. 部門別損益計算書

(4年度)

(単位:千円)

区 分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	① 2,040,242	376,853	295,920	798,753	561,854	6,860	
事業費用	② 1,218,393	68,657	17,371	620,500	474,409	37,454	
事業総利益 (①-②)	③ 821,848	308,195	278,548	178,252	87,444	△ 30,593	
事業管理費	④ 725,511	208,550	216,936	116,564	88,759	94,700	
(うち減価償却費)	⑤ 31,600	8,942	7,546	6,875	4,700	3,535	
(うち人件費)	⑥ 526,317	137,909	169,524	76,544	58,896	83,442	
うち共通管理費	⑦	56,459	52,426	35,001	23,259	8,999	△ 176,146
(うち減価償却費)	⑧	5,643	5,240	3,498	2,325	899	△ 17,607
(うち人件費)	⑨	21,593	20,050	13,386	8,895	3,441	△ 67,368
事業利益 (③-④)	⑩ 96,336	99,645	61,612	61,687	△ 1,314	△ 125,294	
事業外収益	⑪ 55,466	17,778	16,508	11,021	7,324	2,833	
うち共通分	⑫	0	17,778	16,508	7,324	2,833	△ 55,466
事業外費用	⑬ 7,828	2,509	2,330	1,555	1,033	399	
うち共通分	⑭	2,509	2,330	1,555	1,033	399	△ 7,828
経常利益 (⑩+⑪-⑬)	⑮ 143,974	114,914	75,790	71,153	4,976	△ 122,860	
特別利益	⑯ 1,181	378	351	234	156	60	
うち共通分	⑰	378	351	234	156	60	△ 1,181
特別損失	⑱ 38,194	12,242	11,367	7,589	5,043	1,951	0
うち共通分	⑲	12,242	11,367	7,589	5,043	1,951	△ 38,195
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱)	⑳ 106,961	103,050	64,774	63,799	88	△ 124,751	
営農指導事業分配賦額	㉑	△ 31,187	△ 31,187	△ 37,425	△ 24,950	124,751	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益(㉑+㉒)	㉒ 106,961	71,862	33,586	26,373	△ 24,861		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等 利益寄与率と従事労働量の割合による
 (2) 営農指導事業 利益寄与率の見越しによる

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	32.1	29.8	19.9	13.2	5.0	100.0
営農指導事業	25.0	25.0	30.0	20.0		100.0

(5年度)

(単位:千円)

区 分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	① 1,911,702	364,589	252,126	774,629	513,316	7,041	
事業費用	② 1,132,800	59,994	13,824	596,064	429,920	32,997	
事業総利益 (①-②)	③ 778,901	304,594	238,301	178,565	83,396	△ 25,956	
事業管理費	④ 684,024	188,436	196,563	117,706	87,142	94,175	
(うち減価償却費)	⑤ 33,384	10,143	6,563	7,864	5,205	3,607	
(うち人件費)	⑥ 503,288	123,731	157,035	79,687	59,098	83,734	
うち共通管理費	⑦	51,808	47,057	34,265	22,261	8,743	△ 164,136
(うち減価償却費)	⑧	7,226	6,563	4,779	3,105	1,219	△ 22,893
(うち人件費)	⑨	21,446	19,479	14,183	9,215	3,619	△ 67,943
事業利益 (③-④)	⑩ 94,877	116,157	41,738	60,859	△ 3,746	△ 120,132	
事業外収益	⑪ 48,731	15,381	13,970	10,173	6,609	2,595	
うち共通分	⑫	15,381	13,970	10,173	6,609	2,595	△ 48,730
事業外費用	⑬ 1,802	569	516	376	244	96	
うち共通分	⑭	569	516	376	244	96	△ 1,802
経常利益 (⑩+⑪-⑬)	⑮ 141,806	130,970	55,193	70,656	2,618	△ 117,632	
特別利益	⑯ -	-	-	-	-	-	
うち共通分	⑰	-	-	-	-	-	-
特別損失	⑱ 29,226	9,225	8,379	6,101	3,963	1,556	
うち共通分	⑲	9,225	8,379	6,101	3,963	1,556	△ 29,226
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱)	⑳ 112,579	121,744	46,813	64,554	△ 1,345	△ 119,189	
営農指導事業分配賦額	㉑	△ 29,797	△ 29,797	△ 35,756	△ 23,837	119,189	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益(⑳+㉑)	㉒ 112,579	91,947	17,016	28,797	△ 25,183		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等 利益寄与率と従事労働量の割合による
(2) 営農指導事業 利益寄与率の見越しによる

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	31.6	28.7	20.9	13.6	5.3	100.0
営農指導事業	25.0	25.0	30.0	20.0		100.0

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認書

確 認 書

1. 私は、当JAの令和5年1月1日から令和5年12月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年3月25日
魚津市農業協同組合

代表理事組合長 松崎 映憲

8. 会計監査人の監査

2022年度及び2023年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項 目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
経 常 収 益	2,414	2,204	2,174	2,040	1,911
信用事業収益	451	409	414	376	364
共済事業収益	330	311	312	295	252
農業関連事業収益	966	924	902	798	774
生活その他事業収益	657	551	536	561	513
経 常 利 益	125	147	173	143	141
当 期 剰 余 金	56	126	124	71	89
出 資 金	764	760	755	752	746
(出 資 口 数)	(764,228)	(760,928)	(755,910)	(752,210)	(746,923)
純 資 産 額	3,155	3,269	3,379	3,437	3,502
総 資 産 額	68,933	70,351	69,882	69,052	68,700
貯 金 等 残 高	64,822	66,163	65,524	64,902	64,385
貸 出 金 残 高	8,832	9,129	8,741	8,926	8,811
有 価 証 券 残 高	2,902	3,802	4,190	4,278	4,266
剰 余 金 配 当 金 額	9	10	9	16	16
出 資 配 当 額	3	3	3	3	3
事業利用分量配当額	6	6	6	13	12
職 員 数	104	95	88	88	81
単 体 自 己 資 本 比 率	13.78%	14.14%	14.90%	15.25%	15.41%

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 職員数は常備人を含んでいます。

5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

項目	4年度	5年度	増減
資金運用収支	352	329	△ 23
役務取引等収支	14	14	0
その他信用事業収支	△ 58	△ 39	19
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	308 0.47%	304 0.47%	△ 4 0
事業粗利益 (事業粗利益率)	915 1.31%	864 1.25%	△ 51 △ 0
事業純益	190	180	△ 10
実質事業純益	190	180	△ 10
コア事業純益	190	180	△ 10
コア事業純益(投資信託解約損益除く。)	190	180	△ 10

- (注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-資金調達費用
 2. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用
 3. その他信用事業収支=(その他事業直接収益+その他経常収益)-(その他事業直接費用+その他経常費用)
 4. 信用事業粗利益=信用事業収益(その他経常収益を除く)-信用事業費用(その他経常費用を除く)+金銭の信託運用見合費用
 5. 信用事業粗利益率=信用事業粗利益/信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 6. 事業粗利益=事業総利益-信用事業に係るその他経常収益-信用事業以外に係るその他の収益+信用事業に係るその他経常費用+信用事業以外に係るその他の費用+事業外収益の受取配资配当金+金銭の信託運用見合費用
 7. 事業粗利益率=事業粗利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 8. 事業純益=事業粗利益-事業管理費-一般貸倒引当金繰入額
 9. 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額
 10. コア事業純益:実質事業純益-国債等債券関係損益
 11. コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)=コア事業純益-投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項目	4年度			5年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	64,640	332	0.51%	63,998	328	0.51%
うち預金	51,394	219	0.42%	50,867	214	0.42%
うち有価証券	4,268	27	0.64%	4,330	28	0.65%
うち貸出金	8,977	85	0.95%	8,800	85	0.97%
資金調達勘定	64,986	2	0.00%	64,440	1	0.00%
うち貯金・定期積金	64,983	2	0.00%	64,438	1	0.00%
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	2	-	-	1	-	-
総資金利ざや	-	-	0.19%	-	-	0.29%

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)
 2. 経費率=信用部門の事業管理費/資金調達勘定(貯金・定期積金+借入金)平均残高
 3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円、%)

項目	4年度増減額	5年度増減額
受取利息	△ 26	△ 4
うち預金	△ 27	△ 5
うち有価証券	1	1
うち貸出金	△ 0	△ 0
支払利息	△ 1	△ 1
うち貯金・定期積金	△ 1	△ 1
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	-	-
差引	△ 24	△ 3

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	4年度		5年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
流 動 性 貯 金	27,497	42.3%	29,047	45.1%	1,550
定 期 性 貯 金	37,463	57.7%	35,367	54.9%	△ 2,096
そ の 他 の 貯 金	23	0.0%	24	0.0%	1
計	64,983	100.0%	64,438	100.0%	△ 545
譲 渡 性 貯 金	-	-	-	-	-
合 計	64,983	100.0%	64,438	100.0%	△ 545

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

② 定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種 類	4年度		5年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
定 期 貯 金	35,278	100.0%	33,468	100.0%	△ 1,810
うち 固 定 金 利 定 期	35,278	100.0%	33,468	100.0%	△ 1,810
うち 変 動 金 利 定 期	-	-	-	-	-

(注) 1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	4年度	5年度	増 減
手 形 貸 付	-	-	-
証 書 貸 付	8,389	8,224	△165
当 座 貸 越	215	202	△13
割 引 手 形	-	-	-
合 計	8,604	8,427	△177

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	4年度		5年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固 定 金 利 貸 出	7,831	87.7%	7,740	87.8%	△ 91
変 動 金 利 貸 出	1,094	12.3%	1,071	12.2%	△ 23
合 計	8,926	100.0%	8,811	100.0%	△ 115

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	4年度		5年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
貯金・定期積金等	249		180		△ 69
有価証券	-		-		-
動産	-		-		-
不動産	0		0		0
その他担保物	0		0		0
小 計	249		180		△ 69
農業信用基金協会保証	4,826		4,860		34
その他保証	240		246		6
小 計	5,066		5,106		40
信 用	3,610		3,524		△ 86
合 計	8,926		8,811		△ 115

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	4年度		5年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
設備資金	4,864	54.5%	5,012	56.9%	148
運転資金	4,062	45.5%	3,799	43.1%	△263
合 計	8,926	100.0%	8,811	100.0%	△115

⑥ 貸出金の業種別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	4年度		5年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
農 業	264	2.9%	235	2.6%	△ 29
林 業	8	0.0%	7	0.0%	△ 1
水 産 業	31	0.3%	29	0.3%	△ 2
製 造 業	763	8.5%	822	9.3%	59
鉱 業	0	0.0%	0	0.0%	0
建設・不動産業	821	9.1%	819	9.9%	△ 2
電気・ガス・熱供給水道業	86	0.9%	52	0.5%	△ 34
運輸・通信業	179	2.0%	202	2.2%	23
金融・保険業	538	6.0%	531	6.0%	△ 7
卸売・小売・サービス業・飲食業	844	9.4%	892	10.1%	48
地方公共団体	2,510	28.1%	2,362	26.8%	△ 148
非営利法人	-	-	-	-	-
そ の 他	2,877	32.2%	2,855	32.4%	△ 22
合 計	8,926	100.0%	8,811	100.0%	△ 115

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円、%)

種 類	4年度	5年度	増 減
農 業	198	232	34
穀 作	49	57	8
野 菜 ・ 園 芸	-	-	-
果 樹 ・ 樹 園 農 業	8	6	△ 2
工 芸 作 物	-	-	-
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	0	0	0
養 鶏 ・ 養 卵	-	-	-
養 蚕	-	-	-
そ の 他 農 業	139	169	30
農 業 関 連 団 体 等	-	-	-
合 計	198	232	34

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

そのため、「(1)営農類型別」と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は一致しません。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位:百万円、%)

種 類	4年度	5年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	160	182	22
農 業 制 度 資 金	37	50	13
農 業 近 代 化 資 金	24	38	14
そ の 他 制 度 資 金	13	11	△ 2
合 計	198	232	34

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているものうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び③の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

該当する取引はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円、%)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4年度	21	6	14	0	21
	5年度	47	10	35	1	47
危険債権	4年度	103	36	58	8	103
	5年度	50	28	17	4	50
要管理債権	4年度	-	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	4年度	-	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	4年度	-	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-
小計	4年度	124				
	5年度	98				
正常債権	4年度	8,814				
	5年度	8,727				
合計	4年度	8,939				
	5年度	8,825				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	4年度					5年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2	0	-	2	0	0	0	-	0	0
個別貸倒引当金	9	8	-	9	8	8	6	-	8	6
合 計	11	9	-	11	9	9	6	-	9	6

(注)期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

⑪ 貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	4年度	5年度
貸出金償却額	-	-

(注)貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3)内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

種 類		4年度		5年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件数	10,396	63,941	11,241	66,329
	金額	6,884	12,990	7,505	12,718
代金取立為替	件数	-	5	-	2
	金額	-	55	-	37
雑 為 替	件数	913	796	846	684
	金額	279	178	201	26
合 計	件数	11,309	64,742	12,087	67,015
	金額	7,164	13,224	7,706	12,782

(4)有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	4年度	5年度	増 減
地 方 債	2,967	3,055	88
政 府 保 証 債	400	400	-
社 債	900	874	△ 26
合 計	4,267	4,330	62

(注)貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
4年度								
地 方 債	299	399	-	157	99	2,020	-	2,977
政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	400	-	400
社 債	100	-	-	200	-	600	-	900
5年度								
地 方 債	399	-	45	201	200	2,218	-	3,065
政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	400	-	400
社 債	-	-	-	200	-	600	-	800

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[満期保有目的の債券]

(単位:百万円)

	種 類	4年度			5年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	地 方 債	1,164	1,176	12	1,053	1,064	11
	政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	300	306	6	200	206	6
	小 計	1,464	1,483	19	1,253	1,271	18
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	地 方 債	1,813	1,616	△ 196	2,012	1,820	△ 191
	政 府 保 証 債	400	378	△ 21	400	380	△ 19
	社 債	600	547	△ 53	600	548	△ 52
	小 計	2,814	2,542	△ 271	3,013	2,749	△ 263
合 計		4,278	4,026	△ 252	4,266	4,021	△ 244

- (注)
1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
 2. 取得価額は取得原価又は償却原価によっております。
 3. 売買目的有価証券は保有しておりません。
 4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
 5. その他有価証券は保有しておりません。

② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位:千円)

種 類		4年度		5年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生 命 系	終 身 共 済	986,631	40,832,853	541,542	38,623,798
	定 期 生 命 共 済	89,000	574,500	262,000	773,500
	養 老 生 命 共 済	347,800	12,959,461	162,720	11,968,189
	う ち こ ど も 共 済	217,800	4,604,463	109,100	4,557,356
	医 療 共 済	1,500	496,500	5,000	470,400
	が ん 共 済	-	73,500	-	67,500
	定 期 医 療 共 済	-	299,400	-	280,600
	介 護 共 済	159,790	1,504,901	126,396	1,605,249
	年 金 共 済	-	45,000	-	45,000
	建 物 更 生 共 済	6,994,250	85,904,666	5,453,900	82,874,814
合 計		8,578,972	142,690,782	6,551,558	136,709,052

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位:千円)

種 類		4年度		5年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済		30	11,474	5	10,074
		74,083	179,650	23,104	204,310
が ん 共 済		659	6,053	400	6,223
定 期 医 療 共 済		-	674	-	611
合 計		689	18,201	405	16,908
		74,083	179,650	23,104	204,310

「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。(医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。また、合計欄についても上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。)

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:千円)

種 類		4年度		5年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済		193,069	2,031,270	161,229	2,123,512
認 知 症 共 済		112,700	112,700	36,100	144,800
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)		192,000	331,800	187,500	495,300
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型)		600	21,300	500	19,600
特 定 重 度 疾 病 共 済		72,000	257,700	47,200	280,900

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位:千円)

種 類	4年度		5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	2,280	1,307,508	2,218	1,254,515
年金開始後	540	347,625	550	354,542
合計	2,820	1,655,134	2,768	1,609,057

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位:千円)

種 類	4年度		5年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	21,528,800	20,323	21,628,080	20,568
自動車共済		238,044		234,653
傷害共済	20,723,500	3,688	25,878,500	2,414
団体定期生命共済	-	-	-	-
定額定期生命共済	-	-	-	-
賠償責任共済		182		182
自賠責共済		24,071		21,692
合計		286,309		279,511

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線)を記載しています。

3. 経済事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績

(単位:千円)

種 類		4年度	5年度
生 産 資 材	肥 料	211,096	215,432
	農 薬	207,533	210,170
	農 機 具	202,733	177,842
	飼 料	58,578	72,036
	生 産 雑 資 材	111,557	106,176
	農 舎 住 宅 等	2,859	7,680
	計	794,358	789,338
生 活 物 資	米	60,813	63,301
	食 料 品	20,443	19,890
	酒 ・ 塩	2,700	3,338
	衣 料 品 ・ 装 飾 品	16,420	14,349
	日 用 品	21,798	24,620
	燃 料	53,790	51,295
	油 類	291,883	262,035
	自 動 車	42,667	35,297
	そ の 他 耐 久 資 材	21,919	23,659
	葬 祭	91,039	54,002
計	623,478	551,791	
合 計		1,417,837	1,341,130

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 受託販売品取扱実績

(単位:千円)

種 類		4年度	5年度
農 産 物	米	868,427	891,736
	麦	6,967	5,865
	豆 類 ・ 雑 穀	8,488	4,911
	野 菜	226,605	233,975
	果 実	1,105	664
畜 産 物	317,572	334,989	
合 計		1,429,166	1,472,144

4. 指導事業

(単位:千円)

項 目		4年度	5年度
収 入	賦 課 金	3,084	3,075
	指 導 事 業 補 助 金	3,685	3,853
	実 費 収 入	90	112
	計	6,860	7,041
支 出	営 農 改 善 費	29,048	22,730
	生 活 文 化 事 業 費	3,933	5,802
	教 育 情 報 費	4,471	4,464
	計	37,454	32,997

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位:%)

項 目	4年度	5年度	増 減
総資産経常利益率	0.20%	0.20%	0.00%
資本経常利益率	4.22%	4.08%	△ 0.14%
総資産当期純利益率	0.10%	0.12%	0.02%
資本当期純利益率	2.10%	2.56%	0.46%

(注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区 分		4年度	5年度	増 減
貯 貸 率	期 末	13.75%	13.68%	△ 0.07%
	期 中 平 均	13.81%	13.65%	△ 0.16%
貯 証 率	期 末	6.59%	6.62%	0.03%
	期 中 平 均	6.56%	6.72%	0.16%

(注) 1. 貯貸率(期 末)=貸出金残高/貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100

3. 貯証率(期 末)=有価証券残高/貯金残高×100

2. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高/貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項 目	前期末	当期末
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	3,420,523	3,486,259
うち、出資金及び資本準備金の額	756,980	751,693
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	2,685,570	2,757,732
うち、外部流出予定額 (△)	16,981	16,406
うち、上記以外に該当するものの額	△ 5,046	△ 6,759
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	815	69
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	815	69
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	3,421,339	3,486,328
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	196	-
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	196	-
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-

特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	196	-
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	3,421,142	3,486,328
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	20,714,342	20,947,333
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,714,887	1,665,193
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	22,429,229	22,612,527
自己資本比率		
自己資本比率((ハ) / (ニ))	15.25%	15.41%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	4年度			5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	210	0	0	258	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	5,493	0	0	5,435	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	300	30	1	200	20	1
我が国の政府関係機関向け	901	50	2	901	50	2
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	51,282	10,256	410	50,713	10,142	406
法人等向け	566	450	18	498	386	15
中小企業等向け及び個人向け	134	47	2	133	43	2
抵当権付住宅ローン	201	68	3	202	69	3
不動産取得等事業向け	27	21	1	197	186	7
三月以上延滞等	33	50	2	28	39	2
取立未済手形	7	1	0	10	2	0
信用保証協会等保証付	4,841	478	19	4,876	483	19
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	245	245	10	245	245	10
(うち出資等のエクスポージャー)	245	245	10	245	245	10
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	4,805	9,013	361	4,999	9,277	371
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段等に係るエクスポージャー)	2,898	7,246	290	2,898	7,246	290
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	46	116	5	49	122	5
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,860	1,650	66	2,051	1,907	76

証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスクウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算 入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に 係るエクスポージャーに係る経過措置に よりリスク・アセットの額に算入されなかつ たものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	-	-	-	-	-	-
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
信用リスク・アセットの額の合計額	69,052	20,714	829	68,700	20,947	838
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除した額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除した額 a	所要自己 資本額 b=a×4%		
	1,714	69	1,665	67		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己 資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己 資本額 b=a×4%		
	22,429	897	22,612	904		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことであります。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{(粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

			4年度				5年度			
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー
				うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券	
法人	農 業	44	44	-	-	64	64	-	-	
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	344	231	100	-	322	215	100	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	901	-	901	-	901	-	901	-	
	金融・保険業	54,279	376	-	-	53,660	376	-	-	
	卸売・小売・飲食・サービス業	149	9	-	-	142	3	-	3	
	日本国政府・地方公共団体	5,493	2,511	2,981	-	5,435	2,364	3,070	-	
	上記以外	561	230	300	-	472	190	200	-	
	個人	5,531	5,327	-	36	5,619	5,421	-	35	
その他	1,758	-	-	0	2,095	-	-	-		
業種別残高計			69,060	8,728	4,282	36	68,714	8,637	4,272	39
1年以下			50,894	209	400		50,199	88	400	
1年超3年以下			561	136	400		160	150	-	
3年超5年以下			448	438	-		1,695	1,634	45	
5年超7年以下			1,912	1,554	358		684	281	402	
7年超10年以下			653	553	100		684	484	200	
10年超			8,754	5,730	3,023		9,190	5,967	3,223	
期限の定めのないもの			5,838	110	-		6,099	31	-	
残存期間別合計			69,064	8,733	4,283		68,714	8,637	4,272	

- (注)
- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
 - 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
 - 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	4年度					5年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	2	0	-	2	0	0	0	-	0	0
個 別 貸 倒 引 当 金	11	11	-	11	11	11	13	-	11	13

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分	4年度						5年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
法 人	農 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建 設 ・ 不 動 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運 輸 ・ 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金 融 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上 記 以 外	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
個 人	9	11	-	9	11	-	11	13	-	11	13	
業 種 別 計	11	11	-	11	11	-	11	13	-	11	13	

(注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

	4年度			5年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	-	5,704	5,704	-	5,693	5,693
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	6,043	6,043	-	5,977	5,977
	リスク・ウェイト 20%	-	51,390	51,390	-	50,825	50,825
	リスク・ウェイト 35%	-	201	201	-	202	202
	リスク・ウェイト 50%	-	0	0	-	5	5
	リスク・ウェイト 75%	-	134	134	-	133	133
	リスク・ウェイト 100%	-	2,607	2,607	-	2,905	2,905
	リスク・ウェイト 150%	-	36	36	-	23	23
	リスク・ウェイト 250%	-	2,945	2,945	-	2,947	2,947
その他	-	-	-	-	-	-	
リスク・ウェイト 1250%	-	-	-	-	-	-	
計	-	69,064	69,064	-	68,714	68,714	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位:百万円)

区分	4年度		5年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	400	-	400
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	1	-	1	-
中小企業等向け及び個人向け	3	30	4	34
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化(エクスポージャー)	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	32	48	17	42
合計	37	479	22	478

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことで、

3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことで、

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的な運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	4年度		5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	2,767	2,767	2,767	2,767
合計	2,767	2,767	2,767	2,767

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

4年度			5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

4年度		5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

4年度		5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	4年度	5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提内部モデルは使用していません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的 開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点 特段ありません。

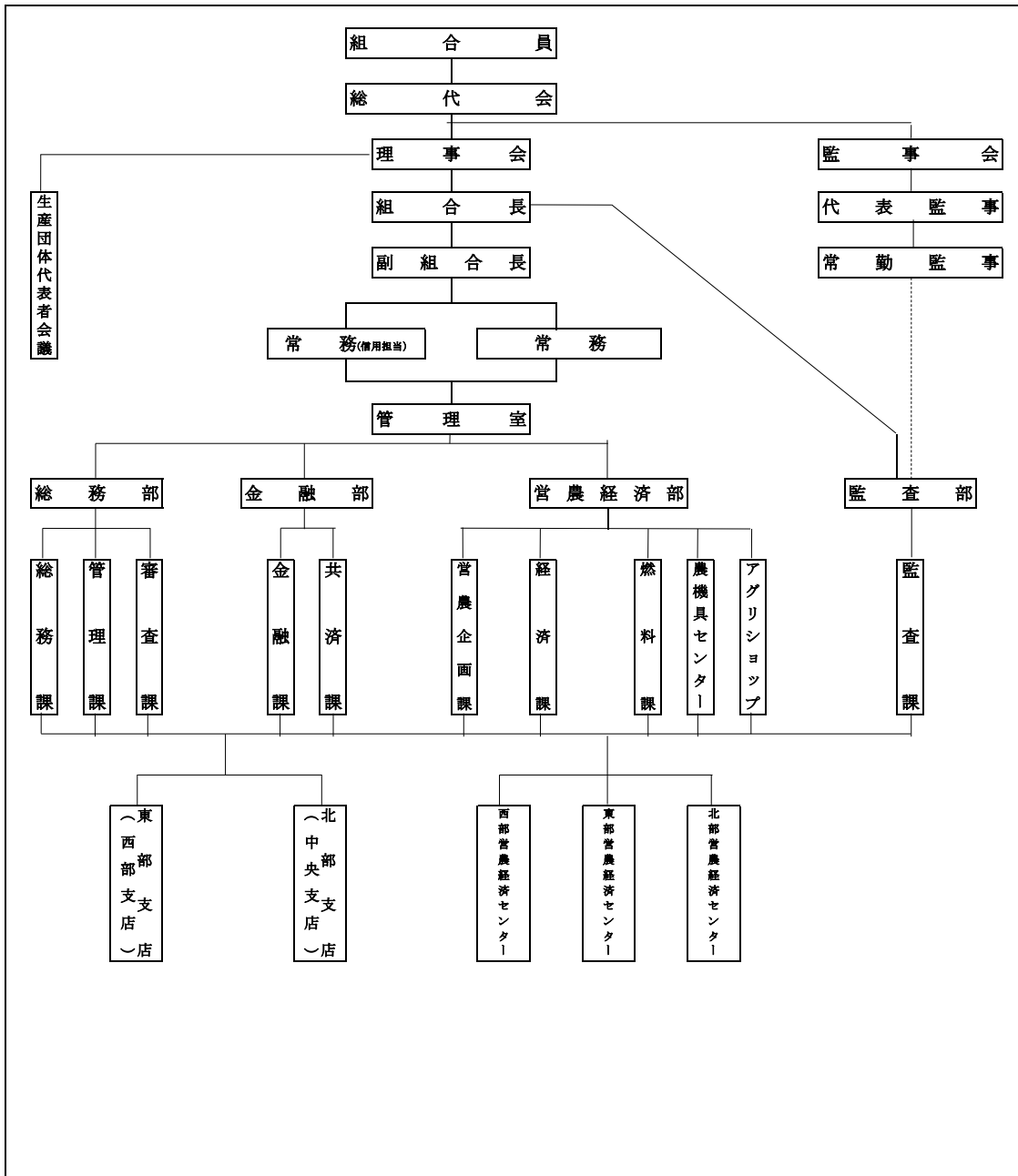
② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

	△EVE		△NII	
	当期末	前期末	当期末	前期末
上方パラレルシフト	428	395	73	65
下方パラレルシフト	0	0	0	0
スティープ化	447	433		
フラット化	0	0		
短期金利上昇	0	0		
短期金利低下	38	62		
最大値	447	433		
	当期末		前期末	
自己資本の額	3,486		3,421	

【 J A の概要】

1. 機構図



2. 役員一覧

(令和5年12月末現在)

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	松崎 映憲	理事	関口 春樹
副組合長理事	長谷川 宗一	理事	谷口 敏子
常務理事	高島 勝	理事	大澤 幸一
常務理事	小坂 茂次郎	理事	島澤 大輔
理事	林 清唯	代表監事	溝口 芳雄
理事	坂本 光張	員外監事	川岸 勇一
理事	中山 彦信	監事	山本 勇
理事	谷口 一彦	監事	高倉 満広
理事	宮坂 希宗子		

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和5年12月現在) 所在地 東京都港区

4. 組合員数

(単位:人、団体)

区分	4年度	5年度	増減
正組合員	2,498	2,461	△ 37
個人	2,498	2,461	△ 37
法人	-	-	-
准組合員	4,249	4,200	△ 49
個人	4,084	4,035	△ 49
法人	165	165	0
合計	6,747	6,661	△ 86

5. 組合員組織の状況

組織名	構成員数	組織名	構成員数
JAうおづ青壮年部	90名	魚津市農協集落営農協議会	26組織
JAうおづ女性部	176名	JAうおづ施設トマト・きゅうり部会	2名
魚津市野菜出荷協議会	110名	JAうおづ水稲直播協議会	11名
魚津市農協畜産部会	7名	魚津地場産直売倶楽部	30名
魚津市秋冬はくさい出荷協議会	6名	松倉もちより市	20名
新川大根出荷組合	4名	魚津市もも研究会	7名
江口出荷組合	14名	環境保全米協議会	18名
UBC出荷組合	3名	JAうおづねぎ出荷組合	5名
下中島地区球根組合	2名	魚津うまいもん会	23名
加積りんご組合	40名	魚津ひまわりの会	23名
下野方梨組合	15名	菌床しいたけ出荷組合	2名
西布施ぶどう組合	12名	JAうおづ「富富富」ブランド化推進協議会	52名
西布施りんご組合	6名	JAうおづ農業用無人航空機連絡協議会	2組織
上野方りんご組合	7名	Vita di frutta(果樹加工組合)	4名
JAうおづ葉菜部会	2名		

当JAの組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

7. 地区一覧

魚津市全域

8. 店舗等のご案内

(令和5年12月末現在)

店舗及び事務所名	住所	電話番号	ATM設置台数
本店	魚津市北鬼江 2-14-5	0765-24-1414	
営農・経済センター	魚津市北鬼江 360	0765-24-9927	
東部支店	魚津市吉島 1344-1	0765-22-0695	1台
北部支店	魚津市北鬼江 2-14-5	0765-22-0387	
西部営農経済センター	魚津市住吉 1869-9	0765-22-4880	1台
東部営農経済センター	魚津市吉島 1344-1	0765-22-0797	
北部営農経済センター	魚津市経田中町 2-34	0765-22-1102	1台
農機具センター	魚津市上村木 439-2	0765-24-2010	
東給油所	魚津市吉島 953-1	0765-23-0808	
アグリショップ	魚津市吉島 1344-1	0765-22-0605	

(その他ATM設置台数… 2台)

- ・サンプラザ魚津ショッピングスクエア
- ・旧中央支店

組合単体開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則204条関係）

開示項目	ページ
<概況及び組織に関する事項>	
○ 業務の運営の組織	90
○ 理事及び監事の氏名及び役職名	91
○ 会計監査人の名称	91
○ 事務所の名称及び所在地	92
○ 特定信用事業代理業者に関する事項	92
<主要な業務の内容>	
○ 主要な業務の内容	30～31
<主要な業務に関する事項>	
○ 直近の事業年度における事業の概況	6～12
○ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	67
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	67
・経常利益又は経常損失	67
・当期剰余金又は当期損失金	67
・出資金及び出資口数	67
・純資産額	67
・総資産額	67
・貯金等残高	67
・貸出金残高	67
・有価証券残高	67
・単体自己資本比率	67
・剰余金の配当の金額	67
・職員数	67
・信託報酬、信託勘定貸出金残高、信託勘定有価証券残高、信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高、信託財産額	
○ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	68～78
◇ 主要な業務の状況を示す指標	
・事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	68
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	68
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	68
・受取利息及び支払利息の増減	68
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	78
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	78
◇ 貯金に関する指標	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	69
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	69
◇ 貸出金等に関する指標	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	69
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	69
・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額	70
・用途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高	70
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	70
・主要な農業関係の貸出実績	71
・貯貸率の期末値及び期中平均値	78
◇ 有価証券に関する指標	
・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高	73
・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高	74
・有価証券の種類別の平均残高	73
・貯証率の期末値及び期中平均残高	78

組合単体開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則204条関係）

開示項目	ページ
<業務の運営に関する事項>	
○ リスク管理の体制	17
○ 法令遵守の体制	19
○ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	
○ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	20～21・27
<直近の2事業年度における財産の状況に関する事項>	
○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	33～34・62
○ 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	72
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	72
・危険債権	72
・三月以上延滞債権	72
・貸出条件緩和債権	72
・正常債権	
○ 元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	
○ 自己資本の充実の状況	79～89
○ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	74
・有価証券	74
・金銭の信託	74
・デリバティブ取引	74
・金融等デリバティブ取引	74
・有価証券店頭デリバティブ取引	74
○ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	73
○ 貸出金償却の額	73
○ 会計監査人の監査	66